三　平成二十九年一月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が五トン以下のもの（平成二十七年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十七年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

四　平成二十九年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が二十二トンを超えるもの（平成二十六年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十六年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

五　平成三十年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のもの（平成二十七年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十七年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

六　平成三十年一月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する車両総重量が十三トンを超える牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トンを超え二十トン以下のもの（平成二十八年二月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十八年一月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

七　平成二十九年一月三十一日（軽自動車にあっては平成三十年一月三十一日）以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トン以下のもの（平成二十七年九月一日（軽自動車にあっては平成二十八年二月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十七年八月三十一日（軽自動車にあっては平成二十八年一月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

八　平成三十年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）であって車両総重量が十三トンを超えるもの（平成二十六年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十六年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

九　平成二十九年一月三十一日以前に製作された被牽引自動車（最高速度25キロメートル毎時以下の自動車に牽引される被牽引自動車、平成二十七年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第八十号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第五条第一項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成十八年十月環境省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日

環境大臣　石原　伸晃

目次中「活動の盛り上げ」を「取組の推進」に改める。

第1中「飼育」を「飼養」に、「動物が人と」を「ペットが伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在となりつつある一方、動物が人と」に、「として万人」を「として社会」に、「動物と社会との関わり」を「人と動物の関わり」に、「求められている」を「求められる」に改め、「自分が」の下に「第三者に対する」を加え、「ねこ」を「猫」に改める。

第2の1⑴中「活動の盛り上げ」を「取組の推進」に、「参加者層が限定的であったきらいがある。今後は、」を「国民共通の理解の形成までには至っていない。平成24年の動物愛護管理法の改正により、人と動物の共生する社会の実現を図ること、動物の所有者の責務として終生飼養等が明記されたこと等も踏まえ、今後とも、」に改める。

第2の1⑵中「産業動物」の下に「、危険な動物（特定動物）」を加え、「また」を「一方」に改め、「、原因と結果が複雑に絡み合っていることから」を削除する。

第2の2中「平成29年度」を「平成35年度」に改める。

第2の2⑴①中「動物の虐待の防止と」を「終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び」に、「行われてきているが、」を「行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではなく、」に、「理解は十分とはいえない状況にある」を「理解を更に推進する必要がある」に改め、「近年、」を削り、「指摘されてきている」を「指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている」に改める。

第2の2⑴②を次のように改める。

②講ずべき施策

ア　国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。

イ　動物との触れ合い事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要であり、国によるガイドライン作成など、そのあり方について検討すること。また、情操の涵養等を目的とした学校飼育動物についても同様の配慮が行われるよう検討すること。

第2の2⑵を次のように改める。

⑵　適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

①現状と課題

適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、国、地方公共団体等によって、そのための様々な取組が行われてきているが、依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。こうした問題を踏まえ、平成24年の動物愛護管理法改正により、所有者等の責務として終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務が明文化された。